

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの  
利活用に係る制度改正に関する意見書

2015年（平成27年）10月19日

日本弁護士連合会

当連合会は、現在、政府が検討を進めている、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用に係る制度改正に関して、10月7日付けで開始された意見募集事項について、以下のとおり意見を述べる。

**【意見募集の対象事項】**

- 1 行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータについても、その利活用を図るため、民間部門と同様に、特定の個人が分からないように加工された情報（匿名加工情報）の仕組みを設けること。
- 2 「匿名加工情報」の仕組みを設けるに当たっては、国民の信頼や安心を確保するために必要な規律を整備すること。

**【意見】**

匿名加工情報の仕組みの導入は、行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータを第三者提供することを前提に導入が検討されているものであり、たとえ匿名加工が施されたとしても、本人の同意を得ることなくパーソナルデータを第三者提供することに対して、反対する。

**【理由】**

一般に、行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき、公権力の行使によって本人の同意を得ることなく収集されるものが多い。

しかし、当連合会が2014年7月16日付け「『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』に対する意見書」において指摘しているとおりに、同大綱によれば、政府の用いる「利活用」という表現において想定されているのは、「イノベーション」や「新ビジネスの創出」等の経済的利益のための活用である。

このことを踏まえると、これらの情報の「利活用を図る」、つまり商業目的での第三者提供は、パーソナルデータの持ち主本人の認識している本来のデータの利用目的以外での利用を意味する。特に、公権力の行使によって収集されたパーソ

ナルデータに関して無差別な商業目的での利用を許すことについて、国民の理解が得られるとは考え難い。匿名加工情報の概念は、再識別化のリスクを前提としており、すなわち、再識別化が発生し得ることが前提とされているためである。

したがって、行政機関及び独立行政法人等の保有するパーソナルデータについて、本人の同意を得ることなく第三者提供又はそれを前提に収集することは、商業目的が前提とされている場合には、たとえ匿名加工が施されたとしても、容認できるものではない。

#### 【意見募集の対象事項】

3 官民間で「匿名加工情報」の利活用が図られるように、行政機関及び独立行政法人等における「匿名加工情報」の取扱いについて、民間部門と同様に、新設される「個人情報保護委員会」が監督すること。

#### 【意見】

行政機関及び独立行政法人におけるパーソナルデータについては、匿名加工情報に限定せず、個人情報全般に関し、個人情報保護委員会の監督下に置くべきである。

#### 【理由】

本年1月30日付けで公表された「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会『中間的な整理』その2」によれば、本年の通常国会における個人情報保護法の改正によって、第三者機関である個人情報保護委員会に民間部門のパーソナルデータの取扱いを一元的に監督する制度の創設を決定したが、行政機関及び独立行政法人については、実際には「ワークしない（実効性がない）」等の理由をつけて、同委員会の監督権限を民間部門に限定し、行政機関及び独立行政法人等は、総務大臣が監督する方針であるとしている。

しかし、本年6月1日には、特殊法人である日本年金機構から125万件に上る基礎年金番号付き個人情報の漏洩事件が発覚し、事件後、取扱いの規定にも反した、極めて杜撰な同機構の情報管理の実態が明らかとなった。同機構は、個人情報の不正閲覧等が問題視され、その改善も含めて改組されたはずのものであるにもかかわらず、このような漏洩事件が発生した。

もとより、日本年金機構が遵守すべき独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律には、個人情報ファイルの総務大臣への通知義務や、総務大臣における資料提出及び説明要求の権限すらなく（行政機関の保有する個人情報の保

護に関する法律第10条及び第50条), 本件においても, 総務大臣は何らの権限行使もしていない。そもそも, パーソナルデータの取扱いの観点から独立行政法人等を監督する十分な仕組みが存在していないと言える。

行政機関においては, 「身内」である総務大臣から監督が行われることとされているが, 毎年総務省から発表されている行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護に関する法律についての「施行状況調査結果」によれば, 総務大臣が資料提出及び説明要求の権限を行使した事例は見られず, 十分な監督が行われているかは疑問である。

したがって, 行政機関及び独立行政法人におけるパーソナルデータについては, 全面的に個人情報保護委員会の監督下に置かれるべきであり, 匿名加工情報にその監督範囲を限定すべきではない。

#### 【意見募集の対象事項】

4 その他, 本件制度改正について
-------------------

#### 【意見】

専門性の高い第三者機関によって, 官民を問わず, プライバシーの侵害に対して強い指導監督権限を有するという日本版プライバシー・コミッショナーの設立を実現するため, 個人情報保護委員会に官民を一元的に監督する権限を与えるべきである。

#### 【理由】

当連合会は, かねてから, EU等の諸外国における国際的な水準を考慮した上で, 高い専門性を有する第三者機関として, 日本版プライバシー・コミッショナーの設立を強く求めてきた(2014年2月21日付け「日本版プライバシー・コミッショナーの早期創設を求める意見書」)。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号, 以下「個人情報保護法改正法」という。)の審議の中では, 同法による個人情報保護法の改正が, EUにおける「充分性取得を念頭に置いた法改正」であり, 「独立した第三者機関」の存在が必要であることが明確に述べられている(第189回国会衆議院内閣委員会第7号, 山口俊一内閣府特命担当大臣答弁(2015年5月20日))。公的機関を監督する「独立した第三者機関」が存在しなければ, EUから公的部門についての充分性を取得できないことは明らかであり, EUか

ら充分性を取得し、十分な保護措置を備えた国として世界からデータを集積すべきであるという個人情報保護改正法の趣旨にも反すると言える。

以上のとおり、行政機関及び独立行政法人等の監督が不十分であることが明らかとなり、今のままではEUにおける充分性認定の取得も困難な状況なのであるから、個人情報保護委員会の監督権限及び所掌については、抜本的な見直しが必要である。

したがって、個人情報保護委員会に日本版プライバシー・コミッショナーの役割を担わせるべく、官民を一元的に監督し、プライバシー侵害の危険性を排除するための適切な権限と所掌を与えることが求められる。

以 上